

令和6年度愛媛地方最低賃金審議会
第2回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和6年10月2日（水）午後1時27分～午後3時20分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 2名	定数 3名
主要議題	1 資料説明 2 金額審議 3 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は《公開・非公開》</p> <p>1 資料説明</p> <p>金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。</p> <p>2 金額審議</p> <p>(1) 労働者側の主張（1回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定最低賃金の改定にあたっては、未組織労働者も含めた賃金水準の下支えを図り、賃金のセーフティーネットの構築を目指して取り組む。 ○ ものづくり産業の基盤を支える優秀な人材を確保し、高い技術・技能の伝承を着実に図るために、愛媛県の基幹産業であるはん用機械器具等製造業にふさわしい水準へ特定最低賃金を引上げることが必要である。 ○ 令和6年の中央最低賃金審議会において、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も令和5年10月から令和6年6月までで5.4%の高い水準であることが考慮され、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが妥当と考えられた。 ○ 愛媛県下のはん用機械器具等製造業で働く組織労働者の令和6年の賃上げ平均額は8,229円、賃上げ率は3.38%。中小機械金属産業を多く抱えた産業別労働組合のJAMの賃上げ平均額は12,230円、賃上げ率は4.50%、組織構成率の約60%を占める100人未満の組合では賃上げ平均額が10,022円、賃上げ率は4.02%となっている。 ○ 連合で計算したところ、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業の特定最低賃金額の月間計算額と、令和5年度愛媛県はん用機械器具等製造業新卒者（～19歳）の平 			

均所定内給与額（10人以上）を比較すると、98円の格差が生じている。

- 以上の状況を考慮し、格差解消のため98円の引き上げを求めたいところであるが、現在適用されている労働協約の金額が1,050円であることから、現行の愛媛県はん用機械器具等特定最低賃金から53円引き上げた1,050円（引上げ率5.32%）を提示する。

（2）使用者側の主張（1回目）

- 今年度の企業業績は概ね順調に推移しているようであるが、先行きに対しては借入金利の上昇、円安による輸入材料の高止まり、賃金の上昇、製品値上げによる買い控えの懸念等の不安材料が多い。
- 企業日銀短期経済観測調査（2024年9月、愛媛県分）においても、先行きに対する不透明感が大きくなっている。
- 愛媛県内経済情勢報告（令和6年7月）では、はん用・生産用機械で持ち直しのテンポが緩やかになっていると判断されている。
- はん用機械器具等製造業で働く従業員の生活を守るためにも、賃金引き上げは必要と考えているが、企業の支払い能力を十分考慮して決めるべきである。
- 以上の状況を考慮し、賃金改定状況調査第4表②一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の一般パート計 ランクB 製造業賃金上昇率2.6%を基準として、現行の愛媛県はん用機械器具等特定最低賃金から26円引き上げた1,023円（引上げ率2.61%）を提示する。

（3）審議結果

労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

3 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上